

豊川市監査公表第 2 8 号

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

豊川市監査委員	井 田 哲 明
同	鈴 木 篤 男
同	柴 田 訓 成

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

総務部人事課

2 監査の範囲

令和5年4月1日～ 令和6年10月8日

3 監査の実施期間

令和6年9月4日～ 令和6年10月8日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 補助金・交付金・負担金に関する事務について
- イ 準公金の取扱事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について
- エ 庶務に関する事務について
- オ 人事に関する事務について
- カ 組織に関する事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、次の点に注意されたい。

(2) 意見

係長級以下職員 13 人のうち 6 人が月 45 時間を超える時間外勤務を年度内で 5 月以上行っていた。当課は、市の内部において、他律的業務の比重が高い部署として、月 45 時間を超える時間外勤務を命じることが容認されているが、前述の職員のうち 3 人が「時間外勤務の上限規制に関する要領」で定める年度内における上限月数の 6 月を超えて月 45 時間を超える時間外勤務を行っていた。このため、要因の整理、分析及び検証を行い、職員のワーク・ライフ・バランスの改善を図るとともに、職員の健康の保持等を確保するよう努められたい。